

# 大分県報

平成三十一年  
第三〇七一号  
三月二十九日

(金曜日)

## 目次

### 告示

大規模小売店舗に係る公示	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	二
土地改良区の定款変更認可(二件)	二
保安林の指定の解除	三
大分県公共工事請負契約款の一部改正	三
道路区域の変更(十件)	三
道路の供用開始(六件)	七
港湾計画の変更の概要	九
都市計画事業の事業計画の変更認可	一
雑報	一
公営住宅等の管理代行(五件)	一

### 告示

**大分県告示第四百四十六号**  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
平成三十一年三月二十九日  
大分県知事職務代理者  
大分県副知事 二日市 具正

- 一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成三十一年三月二十九日

大分県報(告示)

(仮称)ドラッグコスモス白杵店  
白杵市大字市浜字大坪千三百七十一、千三百七十一、千三百七十二、千三百六十七  
2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(一) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一第一福岡ビルS館四階  
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一第一福岡ビルS館四階  
3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成三十一年十月二十八日  
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千五百三十二・四八平方メートル  
5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の位置及び収容台数  
店舗敷地南側 六十台  
(二) 駐車場の位置及び収容台数  
店舗建物南西側 十二台  
(三) 荷さばき施設の位置及び面積  
店舗建物東側 二十七平方メートル  
(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗建物内東側 八・三二立方メートル  
6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十時  
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 敷地南西側及び敷地北東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成三十一年二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年七月二十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス新貝店

大分市新貝百五十九番地、百六十番地、百二十六番地一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役社長 宇 野 正 晃

変更後 代表取締役 横 山 英 昭

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役社長 宇 野 正 晃

変更後 代表取締役 横 山 英 昭

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成三十年八月二十四日

(二) 規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成三十年八月二十四日

二 届出年月日

平成三十一年一月二十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年七月二十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者  
大分県副知事 二日市 具正

土地改良区名

所在地

明治大分水路土地改良区

大分市

平成三十一・三・八

大分県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

土地改良区名

所在地

認可年月日

浦田土地改良区

豊後高田市

平成三十一・三・八

大分県告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

一 解除に係る保安林の所在場所

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百五十一号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

第三十七条ただし書中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

県道豊後高田国東線

豊後高田市一畑字堂ヶ迫  
一一九番一地先から  
豊後高田市一畑字岩鼻一  
一一九番まで

前

A  
二七・〇  
六・六

メートル  
五〇八・四

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

豊後高田市一畑字堂ヶ迫  
一一九番一地先から  
豊後高田市一畑字岩鼻一  
一一九番地先まで

前

B  
六二・六  
一一・二

四二八・二

豊後高田市一畑字堂ヶ迫 一一九九番一地先から 豊後高田市一畑字岩鼻一 一一九番地先まで	後	B	六二・六 〽 一一・二	四二八・二
--	---	---	-------------------	-------

大分県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者  
大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道国東安岐線	国東市武蔵町糸原字東長迫三九〇〇番四地先から	前	メートル 〽 二一・三 九・一	メートル 一九九・〇
	国東市武蔵町糸原字東長迫三九〇七番七地先まで	前	〽 二一・三 一三・一	一九九・〇
	国東市武蔵町糸原字東長迫三九〇〇番四から	後	〽 二一・三 一三・一	一九九・〇
	国東市武蔵町糸原字東長迫三九〇七番七まで	後	〽 二一・三 一三・一	一九九・〇
国東市国東町小原字ギヤクシン二九八九番一地先から	前	〽 一四・九 一一・五	一七〇・〇	
	六番二地先まで	前	〽 一四・九 一一・五	一七〇・〇
国東市国東町小原字ギヤクシン二九八九番一から	前	〽 二一・九 一五・〇	一七〇・〇	
	六番二地先まで	前	〽 二一・九 一五・〇	一七〇・〇

大分県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。	その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。	平成三十一年三月二十九日
--	--	--------------

大分県知事職務代理者  
大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道別府一の宮線	別府市大字南立石字鬼ヶ嶽四〇番三から	前	メートル 四二・〇 〽 一五・〇	メートル 一三一・〇
	別府市大字南立石字鬼ヶ嶽四〇番三八まで	前	〽 四二・〇 一五・〇	一三一・〇
県道大田杵築線	杵築市大字船部字弘川一二八二番二から	前	〽 五二・〇 二三・〇	一三一・〇
	杵築市大字船部字弘川一二八九番三から	前	〽 五〇・八 四〇・〇	一〇六・〇
県道川上玖珠線	玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇六番二地内	前	〽 一六・〇 一一・〇	二二・五
	玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇六番三地内	前	〽 一六・〇 一一・〇	二二・五

大分県知事職務代理者  
大分県副知事 二日市 具正

大分県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類 及び路線名	区間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道別府一の宮線	別府市大字鶴見字前田一七〇五番五から 別府市大字鶴見字前田一七〇六番七まで	前	後	二四・〇 ～ 二〇・〇	メートル 二四・〇
		前	後	二二・五 ～ 二〇・〇	メートル 二四・〇

大分県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類 及び路線名	区間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
大分市大字今市字西二九番二から		前	後	二二・三 ～ 一六・五	メートル 九二・七
		前	後	二二・三 ～ 一六・五	メートル 九二・七

一般国道四四二号

大分市大字今市字早田七九七番五地 先まで	後	三三・五 ～ 六・五	九二・七
大分市大字今市字早田七九七番六地 先から	前	一六・三 ～ 八・九	四一・二
大分市大字今市字早田七九六番一 地先まで	前	一六・五 ～ 九・九	四一・二
大分市大字今市字早田七九七番六 から	後	一六・五 ～ 九・九	四一・二
大分市大字今市字早田七九六番一 地先まで	後	一六・五 ～ 九・九	四一・二

県道田野庄内線	由布市庄内町阿蘇野字鬼石四二八九番二地先から	前	四八・〇 ～ 四・七	八六・〇
由布市庄内町阿蘇野字鬼石四二七九番五地先まで	後	四八・〇 ～ 一九・九	六八・〇	

県道高崎大分線	大分市大字八幡字ヨコミ子一三五五番二地内	前	五・五 ～ 五・三	三一・〇
大分市大字八幡字ヨコミ子一三五五番六地内	後	二六・一 ～ 五・四	三一・〇	

大分県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類 及び路線名	区間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
白杵市大字左津留字岩ノ下五六七番二地先から		前	後	一六・五 ～ 五・〇	メートル 四七五・〇	上記A及びBは、関
		前	後	一六・五 ～ 五・〇	メートル 四七五・〇	

県道川登白 杵線		白杵市大字左津留字年ノ 神川東二七番二地先まで		係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。	
後	前	後	前	後	前
B	B	A	B	B	B
四一・五 ノ 二二・〇	四一・五 ノ 二二・〇	二八・三 ノ 四・五	二三・〇 ノ 一一・〇	二二・〇 ノ 一一・〇	二二・〇 ノ 一一・〇
一〇〇・〇	一〇〇・〇	一六八・〇	六〇三・〇	六〇三・〇	六〇三・〇

大分県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道五	竹田市大字片ヶ瀬字近房九四五番二 三から 竹田市大字片ヶ瀬字行燈山一〇三三 番一二まで	前	二四・〇 メートル ノ 一〇・〇	二六八・〇 メートル

〇二号		竹田市大字片ヶ瀬字近房九四五番六 から 竹田市大字片ヶ瀬字行燈山一〇三三 番一二まで		係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。	
後	前	後	前	後	前
二五・〇 ノ 一〇・〇	二五・〇 ノ 一〇・〇	三八・五 ノ 一三・〇	三八・五 ノ 一三・〇	三八・五 ノ 一三・〇	三八・五 ノ 一三・〇
二六八・〇	二六八・〇	七一・〇	七一・〇	七一・〇	七一・〇

大分県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道二	日田市大字大肥字瀬部一三九一番二 から	前	一四・五 メートル ノ 一二・三	一〇五・五 メートル

一般国道二 一二号 中津市耶馬溪町大字宮園字上中津留 四八四番三から 中津市耶馬溪町大字宮園字岩ノ下一 四七七番五まで 中津市耶馬溪町大字宮園字上中津留 四八四番五から 中津市耶馬溪町大字宮園字岩ノ下一 四七七番一まで 日田市大字大肥字向島一二〇五番七 地先から 日田市大字大肥字込鶴一二一八番五 地先まで 日田市大字大肥字向島一二〇五番七 地先から 日田市大字大肥字込鶴一二二六番八 地先から 日田市大字大肥字込鶴一二二六番八 まで	日田市大字大肥字込鶴一二四六番四 まで	後	三〇・五 一四・三	一〇五・五
		前	一八・九 一五・二	五四・五
日田市大字大肥字向島一二〇五番七 地先から 日田市大字大肥字込鶴一二一八番五 地先まで 日田市大字大肥字向島一二〇五番七 地先から 日田市大字大肥字込鶴一二二六番八 地先から 日田市大字大肥字込鶴一二二六番八 まで	日田市大字大肥字込鶴一二四六番四 まで	後	二八・九 一五・四	五四・五
		前	九・〇 六・四	五三・五
大分県告示第百六十号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備 え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日				
大分県告示第百六十一号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備 え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日				
大分県告示第百六十二号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の 供用を開始する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備 え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日				
道路の種類 及び路線名 日田線 県道宝珠山 日田線	区 間 日田市大字小野字大石二三四九番一 から 日田市大字小野字大石二三五六番二 まで	区域変更 前後別 後 前	敷地の幅員 メートル 二八・〇 一八・五 三四・〇 二七・〇	延 長 メートル 一七六・〇 一七六・〇
大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具 正				
大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具 正				

平成三十一年三月二十九日

大分県報（告示）

大分県告示第百六十四号	県道成仏杵築線	国東市安岐町明治字大坪一七七番一〇から 国東市安岐町明治字中畑四五二五番五まで	平三一・三・三一	大分県告示第百六十三号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日	大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具 正	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
	県道国東安岐線	国東市国東町小原字ギャクシン二九八九番一から 国東市国東町小原字ギャクシン二九八六番二まで	平三一・三・二九					
県道大田杵築線	杵築市大字船部字弘川二二八二番一から 杵築市大字船部字弘川二二八九番一〇まで	平三一・三・二九	大分県告示第百六十五号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日	大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具 正	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道別府一の宮線	別府市大字南立石字鬼ヶ嶽四〇番三九から 別府市大字南立石字鬼ヶ嶽四〇番四〇まで	平三一・三・二九						
県道亀川別府線	別府市野口中町一六八三番四から 別府市野口中町二〇一一番一四まで	平三一・三・二九	大分県告示第百六十四号	大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具 正	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道川上玖珠線	玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇六番三 地内	平三一・三・二九						
県道高崎大分線	大分市大字八幡字ヨコミ子一三五五番六地内	平三一・三・二九	大分県告示第百六十五号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日	大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具 正	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道東山庄内線	由布市庄内町北天津留字外苑六七八番二から 由布市庄内町北天津留字花ノ木五六四番三まで	平三一・三・二九						
県道田野庄内線	由布市庄内町阿蘇野字鬼石四二八九番二地先 から 由布市庄内町阿蘇野字鬼石四二七九番五地先 まで	平三一・三・二九	大分県告示第百六十五号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日	大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具 正	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
一般国道四四二号	大分市大字今市字早田七九七番二地先から 大分市大字今市字早田七九七番五地先まで 大分市大字今市字早田七九七番一地先まで	平三一・三・二九						



道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
道路庄内久住線	竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四四番九から 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四六番五まで	平三一・三・二九
県道竹田直入線	竹田市久住町大字仏原字久保七九三番五から 竹田市久住町大字仏原字萩迫七七九番三まで	平三一・三・二九
県道高森竹田線	竹田市大字植木字政所八一〇番地先から 竹田市大字植木字政所八〇三番三まで	平三一・三・二九
県道高森竹田線	竹田市大字高伏字赤岩一五八六番七一地内 竹田市萩町馬場字右京五九〇番七一から 竹田市萩町馬場字右京五九〇番七〇まで	平三一・三・二九
<p><b>大分県告示第百六十六号</b>          道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。          その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。          平成三十一年三月二十九日</p> <p>大分県知事職務代理者          大分県副知事 二日市 具正</p>		
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二一号	日田市大字大肥字瀬部一三九一番二から 日田市大字大肥字込鶴一二四六番四まで	平三一・三・二九
一般国道二二二号	中津市耶馬溪町大字宮園字上中津留四八四番五から 中津市耶馬溪町大字宮園字岩ノ下一四七七番一一まで	平三一・三・二九
<p><b>大分県告示第百六十八号</b>          港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり別府港港湾計画の変更の概要を告示する。          平成三十一年三月二十九日</p> <p>大分県知事職務代理者          大分県副知事 二日市 具正</p>		
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八八号	佐伯市大字木立字岡山一四三番一二から 佐伯市大字木立字中河原九五五番一四まで	平三一・三・二九
県道田座中津線	佐伯市大字木立字波越前九五八番二から 佐伯市大字木立字波越前九七二番四まで	平三一・三・二九
県道和田大鶴停車場線	中津市三光上深水字咄し二一一六番七から 中津市三光上深水字咄し二一〇七番二まで	平三一・三・二九
県道宝珠山日田線	日田市大字大肥字向島二〇五番七地先から 日田市大字大肥字込鶴一二二六番八まで	平三一・三・二九
<p><b>大分県告示第百六十七号</b>          道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。          その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。          平成三十一年三月二十九日</p> <p>大分県知事職務代理者          大分県副知事 二日市 具正</p>		
<p>一 港湾計画の変更の概要          別府港港湾計画について、フェリーの大型化への対応及び空間再編等による賑わい拠点の形成を図るため、変更した事項は、次のとおりである。</p>		

平成三十一年三月二十九日

大分県報（告示）

<p>1 フェリー埠頭計画</p>	<p>内 容</p>
<p>石垣 水深 八メートル 岸壁 一バース 延長 二五〇メートル [既定計画の変更計画] 水深 五・五メートル 岸壁 一バース 延長 一五五メートル (うち船首尾係船岸二五メートル) [既定計画] 埠頭用地 二ヘクタール (旅客施設用地) [既定計画]</p>	<p>注1 ( )内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。 注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。 注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。</p>
<p>2 水域施設計画</p>	<p>石垣 埠頭用地 三ヘクタール [既設・既定計画] 交流厚生用地 三ヘクタール [新規計画] 交通機能用地 一ヘクタール [既定計画] 緑地 二ヘクタール [既設・既定計画]</p>
<p>石垣 航路 石垣航路 水深 八メートル 幅員 二〇〇～二四〇メートル [既定計画の変更計画] 泊地 水深 八メートル 面積 一ヘクタール [既定計画の変更計画] 航路・泊地 水深 八メートル 面積 一ヘクタール [新規計画]</p>	<p>餅ヶ浜 緑地 一ヘクタール [既設]</p>
<p>3 外郭施設計画</p>	<p>7 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設</p>
<p>石垣 沖防波堤 延長 一、六四〇メートル (うち九八〇メートル既設、五〇〇メートル工事中) [既定計画の変更計画]</p>	<p>石垣 水深 八メートル 岸壁 一バース 延長 二五〇メートル [既定計画の変更計画] 石垣航路 水深 八メートル 幅員 二〇〇メートル [既定計画の変更計画]</p>
<p>4 港湾環境整備施設計画</p>	<p>泊地 水深 八メートル 面積 一ヘクタール [既定計画の変更計画] 航路・泊地 水深 八メートル 面積 一ヘクタール [新規計画] 沖防波堤 延長 一、六四〇メートル (うち九八〇メートル既設、五〇〇メートル工事中) [既定計画の変更計画]</p>
<p>石垣 緑地 三ヘクタール (うち二ヘクタール既設) [既定計画の変更計画]</p>	<p>8 大規模地震対策施設計画</p>
<p>5 土地利用計画</p>	<p>石垣 水深 八メートル 岸壁 一バース 延長 二五〇メートル [既定計画の変更計画] 水深 五・五メートル 岸壁 一バース 延長 一五五メートル (うち船首尾係船岸二五メートル) [既定計画]</p>
<p>石垣 [変更計画] (一〇) 一〇 (五) 五 (三) 三 (三) 三 (二) 二 (二) 二 (二) 二 二五</p>	<p>埠頭用地 交流厚生用地 都市機能用地 交通機能用地 緑地 その他緑地 合計</p>
<p>二 港湾計画の縦覧の場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部港湾課</p>	

大分県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理人

大分県副知事 二日市 具正

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・九十八号 由原浜新地線

三 事業施行期間

変更前 平成二十四年五月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで

変更後 平成二十四年五月二十二日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○ 雑 報

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、中津市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登録依頼があった。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理人

大分県副知事 二日市 具正

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長 諏訪 義治

一 中津市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

大分県住宅供給公社

二 中津市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

中津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年中津市条例第三十四号）別表第一に規定する公営住宅等（改良住宅及びその他住宅は除く。）

三 中津市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 中津市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、佐伯市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登録依頼があった。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理人

大分県副知事 二日市 具正

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長 諏訪 義治

一 佐伯市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

大分県住宅供給公社

二 佐伯市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

佐伯市市営住宅条例（平成十七年佐伯市条例第三百三十一号）別表第一に規定する市営住宅等

三 佐伯市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 佐伯市に代わって公営住宅等の管理を行う期間  
平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、竹田市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長

諏 訪 義 治

一 竹田市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社

二 竹田市に代わって管理を行う公営住宅等の名称  
竹田市市営住宅条例（平成十七年竹田市条例第二百三十九号）別表に規定する公営住宅等

三 竹田市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 竹田市に代わって公営住宅等の管理を行う期間  
平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、豊後大野市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行

うので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長

諏 訪 義 治

一 豊後大野市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社

二 豊後大野市に代わって管理を行う公営住宅等の名称  
豊後大野市営住宅条例（平成十九年豊後大野市条例第十七号）別表に規定する公営住宅等

三 豊後大野市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 豊後大野市に代わって公営住宅等の管理を行う期間  
平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、由布市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長

諏 訪 義 治

一 由布市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社

二 由布市に代わって管理を行う公営住宅等の名称  
由布市市営住宅条例（平成十七年由布市条例第二百一号）別表第一に規定する公営住宅等

三 由布市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金

銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 由布市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

平成三十一年三月二十九日

大分県報(雑報)

一三